

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

告 示

目 次

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課) 45

告 示

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室) 45

○特定調達契約に係る入札の公告..... (疾病対策課) 45

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (土地改良指導課) 46

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 46

○森林法による通知に代える公示..... (治山課) 46

○道路の区域の変更及び供用の開始 (3件)..... (道路整備課) 47

○都市計画の変更の決定..... (都市計画課) 47

支 庁 告 示

○建築基準法による道路の位置の指定..... 48

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 48

道 収 用 委 員 会 告 示

○土地収用法による裁決書の公示送達..... 48

訓 令

北海道訓令第12号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年7月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程 (昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第15項に次の1号を加える。

- (3) 要領第3の4の規定に基づき、営農施設豪雪災害対策特別資金に係る利子補給の補助対象の認定を行うこと。

北海道告示第694号

北海道青少年保護育成条例 (昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年7月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種類	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映 画	エロ義母と発情息子 -淫らな家族-	新日本映像	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	痴漢義父 新妻をいたずら	オービー映画		
同	好きものカップル 死ぬまでやらせて	新東宝映画		
同	夫婦交換前夜 私の妻とあなたの奥さん	同		
同	女子アナ 秘局攻め	オービー映画		

北海道告示第695号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年7月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
エックス線自動車 (直接撮影装置搭載) 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成17年3月31日
- (4) 納 入 場 所 北海道胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部
苫小牧市旭町2丁目9番19号

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

7月は「愛の献血助け合運動月間」です。献血に協力ください。

- (3) 医療用具販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成16年7月30日から8月31日まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部疾病対策課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道保健福祉部疾病対策課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階会議室
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部疾病対策課)
 - (2) 入札日時 平成16年9月9日 午前10時（送付による場合は、必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道保健福祉部疾病対策課
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
 - (1) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに、北海道知事から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部疾病対策課
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 2111 内線 25 - 414

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : Mobile X-ray vehicle with Direct Radiography System 1 set.
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., September 9, 2004
If mailed, bids shall be received not later than the exact time set for opening of bids.
- C . Contact : Hokkaido Governmet Department of Health and Welfare Diseases Control Division, Kita 3-jo Nishi 6-choume, Chuuou-ku Sapporo-shi, Hokkaido, Japan.
Phone : 011-231-4111 Extension 25-414

北海道告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。
 その関係書類は、平成16年8月2日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
北石狩農業協同組合	別 狩 1	災害復旧（農業用施設）	北海道石狩支庁
同	別 狩 2	同	同

北海道告示第697号

道営土地改良（遠別地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
 その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成16年8月2日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第698号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を平取町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年7月12日農林水産省告示第1326号のとおりである。

平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

沙流郡平取町振内町143の1所在の森林について所有権を有する相澤宏幸、高川昭範、中田正一、四宮力、山本克己

沙流郡平取町字岩知志154の2所在の森林について所有権を有する有限会社オクノ

北海道告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
椴法華港線 北海道函館土木現業所	亀田郡椴法華村字元村54番1地先から 亀田郡椴法華村字元村55番3地先まで		前	7.94mから 8.45mまで	40.55m	—
			後	7.94mから 10.58mまで	40.55m	—
北檜山大成線 北海道函館土木現業所	久遠郡大成町字太田80番19地先から 久遠郡大成町字太田395番1地先まで		前	20.07mから 36.60mまで	425.28m	—
			後	19.35mから 31.98mまで	425.28m	—
東大里瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡瀬棚町字東大里308番1地先から 瀬棚郡瀬棚町字東大里215番1地先まで		前	8.40mから 19.00mまで	490.87m	—
			後	16.46mから 51.51mまで	490.87m	—
東大里瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡瀬棚町字東大里149番2地先から 瀬棚郡瀬棚町字東大里885番1地先まで		前	6.20mから 18.37mまで	947.73m	—
			後	15.93mから 71.96mまで	945.37m	—

北海道告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 岩部渡島福島停車場線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
松前郡福島町字福島271番75地先から		前	6.50mから21.30mまで	261.54m	—
松前郡福島町字福島821番1地先まで		後	16.00mから24.80mまで	314.28m	—

北海道告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 正和門別停車場線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
沙流郡門別町字庫富691番1地先から		前	16.20mから26.25mまで	167.68m	—
沙流郡門別町字庫富644番地先（河川敷地）まで		後	16.20mから26.25mまで	167.68m	—
		後	15.90mから28.20mまで	178.18m	—

北海道告示第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 室蘭圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
 幹線街路 3・3・301号 中央通 室蘭市高砂町1丁目 登別市千歳町2丁目 登別市中央町2丁目
 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 虻田都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
 幹線街路 3・4・8号 中央通 虻田町字洞爺湖温泉町 虻田町字洞爺湖温泉町 虻田町字洞爺湖温泉町
 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

支 庁 告 示

北海道檜山支庁告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、檜山支庁経済部建設指導課及び江差町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

北海道檜山支庁長 平 沼 栄 二

- 1 指 定 番 号 第16 - 1号
- 2 指 定 年 月 日 平成16年7月22日
- 3 道 路 の 位 置 檜山郡江差町字伏木戸町531番10、532番3
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 72.111m
- 6 申請者の住所及び氏名 檜山郡江差町字伏木戸町531番地 津村 彰廣

北海道十勝支庁告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成16年7月30日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

- 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（74kw級 3台）（ロータリ除雪車3台と交換）
- (2) 落札を決定した日
平成16年7月20日

- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
- (4) 落札金額
47,187,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成16年6月8日付け北海道十勝支庁告示第4号

- 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10t級、6×6、A・G・2W付1台、A・G・1W付2台、S・G・1W付1台）（除雪トラック3台、除雪グレーダー1台と交換）
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成16年7月20日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社
イ 住 所 帯広市大通南7丁目8番地
- (4) 随意契約に係る契約金額
105,470,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目1番地

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成16年8月20日をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。

平成16年7月30日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

1 書類の名称

平成16年7月2日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所 不 明

(最後の住所)

札幌市西区平和2条7丁目7番8号

氏 名 西 野 良 治

